

令 7 廃リ 対策 第 3 3 3 号
山 産 協 第 2 2 号
令和 7 年(2025年) 9 月 1 0 日

産業廃棄物処理業者 様
(産業廃棄物排出事業者)

山口県廃棄物・リサイクル対策課長
一般社団法人山口県産業廃棄物協会長

令和 7 年度優良産業廃棄物処理業者育成支援講習会等の開催について

新秋の候、貴社におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、廃棄物処理法に基づく「優良産業廃棄物処理業者認定制度」では、県の認定を受けた事業者は許可証に「**優**」と記載されることで、信頼性の高さを大きくアピールすることができるほか、許可の有効期限が「5年」から「7年」に延長され、県の優良産業廃棄物処理業者を対象とする補助制度を利用できるなど、さまざまな優遇措置を受けられます。

県及び一般社団法人山口県産業廃棄物協会は、県内での廃棄物の適正処理の推進と優良産業廃棄物処理業者の育成を支援するため、「優良産業廃棄物処理業者育成支援講習会」（別添1）および「情報開示実務者研修会」（別添2）を開催します。

講習会では、許可更新講習会の講師などで御活躍中のBUN環境課題研修所主宰長岡文明氏による特別講演のほか、優良認定取得事業者である中国特殊株式会社（周南市）の代表取締役社長 吉本龍太郎氏による体験発表を予定しています。

情報開示実務者研修会では、優良産業廃棄物処理業者認定取得の要件である「事業の透明性」に関する基準適合性について、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の講師がパソコンを用いた実務型研修を行います。

本講習会及び研修会は、優良認定の取得を検討中の産業廃棄物処理業者、また既に認定を取得済みの事業者にとっても非常に有益な内容となっております。この機会にご参加いただけますよう、御案内申し上げます。